

## 公益社団法人ひょうご農林機構 行動計画

### (次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型)

職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2 内容

目標1 所定外労働時間を削減するため、年間を通しての定時退社日の取り組みを徹底する。また、定時退社週間の設定を行い実施する。

<対策>

- 定時退社日を毎週水曜日及び金曜日に設定し、管理職による声かけ等による定時退社に努める。
- 定時退社週間の設定、実施に係る文書による通知を行い、職員への周知を図る。

目標2 年次有給休暇の取得について、職員一人当たりの年間平均取得日数の対前年度比10%増を目標に、取得促進の啓発等の取り組みを推進する。

<対策>

- 年次有給休暇の取得促進について、文書やメール等で周知を図る。
- 職場内会議等により、取り組みへの啓発を図る。

目標3 テレワークの実施による多様な働き方を推進し、職員のワークライフバランスの実現を図る。

<対策>

- テレワーク兵庫を活用した在宅勤務を実施する。
- 在宅において使用した通話料を機構負担とすることによる本人負担を削減する。